

吉富町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状(平成19年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額 円	平均給与月額 円	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
全体	6	35.9	230,683	233,533	-	-	-	-
給食調理員	5	32.0	216,860	217,680	調理士	39.9	227,000	0.96
用務員	1	-	-	-	用務員	53.9	227,200	-

※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3カ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	～	
全 体	0人	1人	2人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	6人
学校給食調理員	0人	0人	2人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
保育所給食調理員	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	2人
用務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 手当

一般職の職員の例に準じて支給

ウ 昇給等

一般職の職員の例により、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、国、県、近隣の動向を注視し、適正な給与制度確立・運用に努めます。なお、住民の理解を得るため、町広報誌や町ホームページを利用し、積極的に情報提供をするとともに、わかりやすい公表に努めます。

また、欠員及び退職者の補充については、原則不補充とし、臨時職員の活用等を積極的に行いながら適正な定員管理に努めます。

3 具体的な取組内容

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造改革を実施したところであるが、今後も各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等を踏まえつつ、適正な給与の改定を行います。

平成19年4月現在、技能労務職員は用務員が1名、給食調理員が5名在職しています。給食調理員については、学校給食調理員及び保育園給食調理員として業務についていますが、学校給食調理員の学校長期休業中の保育園給食調理員との兼務などを検討し、職員の効率的配置等に努めます。

4 その他

厳しい財政運営が続き、今後もさらに厳しい状況になると予想される中で、技能労務職員についても一般職の職員同様、事務事業の見直しを徹底し、給与・職員数の適正化を図ります。